

選挙管理委員会定例会次第

日時：令和８年９月１日（火）午前１０時

場所：朝霞市役所 別館４階 選挙管理委員会室

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

選挙人名簿関係

議案第３９号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第４０号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人名簿関係

議案第４１号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第４２号 在外選挙人名簿から抹消することについて

- 5 その他
- 6 閉会

議案第 39 号

選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第 22 条第 1 項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

男 1, 3 5 8 人

女 1, 2 8 7 人

計 2, 6 4 5 人

議案第 40 号

選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第 28 条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細 田 昭 司

男 1, 273 人

女 1, 075 人

計 2, 348 人

令和8年9月1日定時登録概要について

1. 選挙人名簿への登録について ※年齢登録者については（ ）の内書き

転 入 令和8年3月2日～令和8年6月1日《転入届出日》
年 齢 平成20年6月3日～平成20年9月2日《生年月日》

男	1,358 人 (171人)
女	1,287 人 (156人)
計	2,645 人 (327人)

2. 選挙人名簿からの抹消について ※死亡者については（ ）の内書き

転出等 令和8年2月1日～令和8年4月30日
死 亡 令和8年6月2日～令和8年9月1日

男	1,273 人 (147人)
女	1,075 人 (149人)
計	2,348 人 (296人)

3. 市内転居について

令和8年8月20日まで処理

4. 選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数について

地方自治法	第74条第1項 条例制定改廃	50分の1
地方自治法	第75条第1項 監査請求	50分の1
地方自治法	第76条第1項 議会の解散請求	3分の1
地方自治法	第80条第1項 議員の解職請求	3分の1
地方自治法	第81条第1項 長の解職請求	3分の1
地方自治法	第86条第1項 主要公務員の解職請求	3分の1
市町村の合併の特例に関する法律	第4条第1項 合併協議会の設置請求	50分の1
市町村の合併の特例に関する法律	第4条第11項 合併協議会設置協議の投票請求	6分の1
地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第8条第1項 教育委員の解職請求	3分の1

50分の1の数	2,400人
6分の1の数	19,998人
3分の1の数	39,996人

投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表

令和8年9月1日現在

投票区	投票所	男	女	計	揭示場数
1	第一小学校	1,943	1,930	3,873	7
2	根岸台市民センター	4,084	4,153	8,237	8
3	内間木公民館	2,320	2,237	4,557	8
4	第四小学校	1,355	1,382	2,737	7
5	第五小学校	3,475	3,537	7,012	8
6	第六小学校	4,359	4,271	8,630	8
7	第一中学校	1,346	1,205	2,551	7
8	東朝霞公民館	3,108	3,192	6,300	8
9	第四中学校	2,096	2,034	4,130	7
10	宮戸市民センター	2,700	2,630	5,330	8
11	志木聖母教会	3,004	3,080	6,084	8
12	浜崎団地集会所	2,805	2,925	5,730	8
13	東朝霞保育園	2,675	2,687	5,362	8
14	栄町保育園	2,679	2,616	5,295	8
15	保健センター	4,102	4,301	8,403	8
16	根岸台保育園	1,951	1,916	3,867	7
17	弁財市民センター	3,046	3,138	6,184	8
18	第七小学校	3,751	3,847	7,598	8
19	膝折団地集会所	1,170	1,076	2,246	7
20	溝沼市民センター	2,813	2,687	5,500	8
21	西朝霞公民館	2,051	2,059	4,110	7
22	膝折市民センター	1,486	1,472	2,958	7
23	朝霞たちばな幼稚園	1,652	1,641	3,293	7
計		59,971	60,016	119,987	175

議案第41号

在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和8年9月1日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

男	1 人
女	1 人
計	2 人

令和8年6月2日から令和8年9月1日まで

在外選挙人名簿登録者一覧表

[illegible]

議案第42号

在外選挙人名簿から抹消することについて

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和8年9月1日提出

朝霞市選挙管理委員会委員長 細田 昭司

男	3 人
女	1 人
計	4 人

令和8年6月2日から令和8年9月1日まで

在外選挙人名簿抹消者一覧表

[illegible]

在外選挙人名簿登録者数

	男	女	計
令和8年6月1日現在 在外選挙人名簿登録者数	54	54	108
登録者数	1	1	2
抹消者数	3	1	4
令和8年9月1日現在 在外選挙人名簿登録者数	52	54	106

在外選挙人名簿登録者数の推移

	登録者数			前回比較増減		
	男	女	計	男	女	計
令和4年6月1日現在	60	54	114	—	—	—
令和4年6月21日現在	63	54	117	3	0	3
令和4年9月1日現在	59	52	111	△4	△2	△6
令和4年12月1日現在	54	51	105	△5	△1	△6
令和5年3月1日現在	53	50	103	△1	△1	△2
令和5年6月1日現在	51	51	102	△2	1	△1
令和5年7月3日現在	50	50	100	△1	△1	△2
令和5年7月19日現在	51	51	102	1	1	2
令和5年9月1日現在	50	51	101	△1	0	△1
令和5年10月30日現在	47	51	98	△3	0	△3
令和5年11月25日現在	48	52	100	1	1	2
令和5年12月1日現在	49	53	102	1	1	2
令和6年3月1日現在	49	54	103	0	1	1
令和6年6月1日現在	49	54	103	0	0	0
令和6年7月9日現在	50	54	104	1	0	1
令和6年8月7日現在	51	55	106	1	1	2
令和6年9月2日現在	51	56	107	0	1	1
令和6年10月9日現在	50	54	104	△1	△2	△3
令和6年10月14日現在	52	55	107	2	1	3
令和6年12月2日現在	50	51	101	△2	△4	△6
令和7年3月3日現在	51	51	102	1	0	1
令和7年6月1日現在	52	51	103	1	0	1
令和7年7月2日現在	56	53	109	4	2	6
令和7年9月1日現在	56	53	109	0	0	0
令和7年12月1日現在	55	57	112	△1	4	3
令和8年1月26日現在	58	58	116	3	1	4
令和8年2月8日現在	56	57	113	△2	△1	△3
令和8年3月2日現在	55	57	112	△1	0	△1
令和8年6月1日現在	54	54	108	△1	△3	△4
令和8年9月1日現在	52	54	106	△2	0	△2

近隣市の状況

令和8年6月1日現在

	男	女	計
朝霞市	54	54	108
志木市	40	44	84
和光市	68	84	152
新座市	59	78	137

朝霞市投票立会人公募要領（案）

1 目的

市民が選挙事務へ直接参加することで、選挙制度への理解と関心を深めることとともに、より公平で開かれた明るい選挙の推進を図るため

2 応募資格

- (1) 朝霞市の選挙人名簿に登録されており、選挙権を有する方
(令和8年9月定時登録の選挙人名簿に登録されている方)
- (2) 投票所まで自分で行くことができる方

3 募集人数

人数制限はなく、応募資格を満たしている者の登録制とする。

登録期間は4年とする。

＊4年ごとに継続の意思を確認し更新する。

4 主な仕事の内容

投票手続き全般に立ち会い、選挙人全体の代表として、投票所の責任者である投票管理者のもとにおいて投票事務の執行を確認する。

5 立会場所、日時、報酬等

	場 所	立会日	立会時間（投票時間）	報 酬
当 日 投 票 所	各投票所 (市内23ヶ所) ＊基本的には、 ご自身の投票 所になります。	投票日当日（1日）	午前6時30分～ 午後8時30分 (午前7時～午後8時)	8時間以上の場合 1日当たり 15,000円 8時間未満 1日当たり 7,500円
期 日 前 投 票 所	朝霞市役所 朝霞台出張所	告（公）示日の翌日 ～投票日前日 (選挙によって6日 ～16日間) のうち原則1日	午前8時15分～ 午後8時15分 (午前8時30分～午後8時)	1日当たり 11,880円（11時間） 【1時間1,080円】

＊ 報酬は源泉徴収する。

＊ 費用弁償は市の規定により支給する。

6 募集の周知方法

- (1) 広報あさか 令和8年11月号
- (2) 朝霞市ホームページ

7 応募方法

- (1) 「朝霞市投票立会人登録申込書」(様式1)(※1)に必要事項(住所、氏名、生年月日、連絡先電話番号、所属政党名)を記入の上、郵送、FAX、または直接、選挙管理委員会事務局に提出することとする。

※1 選挙管理委員会事務局窓口に備え置くほか、市のホームページからダウンロードできる。

- (2) 任意の用紙に、必要事項(住所、氏名、生年月日、連絡先電話番号、所属政党名)を記入の上、郵送、FAX、メールまたは直接、選挙管理委員会事務局に提出することとする。(電話受付不可)

8 募集期間 令和8年11月2日(月)～令和8年12月4日(金)

※当日消印有効

9 応募から選任までの流れ

- (1) 応募者が選挙管理委員会事務局に応募書類を提出する。
- (2) 応募資格(選挙人名簿)を確認し、事務局にて投票区ごとにくじで順番を決めて、「朝霞市投票立会人登録簿」(様式2)に登載する。
- (3) 登録簿への登載の可否を応募者に通知する。
- (4) 選挙の日程が決まり次第、原則として各投票所1人の公募立会人を順番に選ぶ。
(残りの2人は原則として明るい選挙推進協議会から選出する。)
- (5) 立会人に連絡し、本人の承諾を基に、選挙管理委員会で選任する。

10 問合せ及び提出先

朝霞市選挙管理委員会事務局 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電話 代表 048-463-1111 (内線2412)

直通 048-463-2444

ファックス 048-463-1420

メール senkan@city.asaka.lg.jp

様式 1

朝霞市投票立会人登録申込書

朝霞市選挙管理委員会 宛て

令和 年 月 日

住 所	〒 朝霞市					
ふりがな						
氏 名						
生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日 (歳)					
連絡先電話番号	自宅 携帯					
メールアドレス (任意)						
所属政党名						政党の党員等である場合は、所属している政党等の名称を記入してください。政党等に属していない場合は「なし」と記入してください。
希望する場所を 選んでください。 (複数回答可)	☐ 当日の投票所 (投票日当日は、原則としてご自身の投票所での立ち会いになります。それ以外の投票所になることもあります。) ☐ 期日前投票所 朝霞市役所 (所在地 朝霞市本町1-1-1) ☐ 期日前投票所 朝霞台出張所 (所在地 朝霞市西弁財1-9-26)					
事務局使用欄	名簿	有 ・ 無	投票区		受付日	R 年 月 日
	申込方法	直接 ・ ファックス ・ メール ・ 郵送				

*朝霞市の選挙人名簿に登録されており、選挙権を有する方に限る。

様式2

朝霞市投票立会人登録簿

	投票区	投票所	(ふりがな) 氏 名	〒	住 所	生年月日	所属政党 名等	受付日	備考
1	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
2	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
3	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
4	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
5	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
6	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
7	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
8	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
9	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
10	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
11	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
12	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
13	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
14	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
15	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
16	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
17	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
18	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
19	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
20	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
21	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
22	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
23	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
24	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
25	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
26	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
27	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
28	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
29	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	
30	第 投票区					昭和・平成 年 月 日		令和 年 月 日	